

輪島市監査公表第 29 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 12 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月29日（木）農林水産課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○中山間地域等直接支払事業においては、事業希望地区での申請書類作成にあたって、事務の簡素化や記載要領の手助けなど行政からのフォローが必要と思われる。記載事項の説明や申請方法など、個別要望内容に応じた対応をして頂くよう希望する。

○イノシシの被害に対処するため、試行錯誤しながら様々な取り組みを行っているが、イノシシの繁殖・増加は「生態系の破壊」を招き、将来の「里山崩壊」に繋がる大きな問題であると思われる。今後も、国の補助事業を利用しながら、被害撲滅のために本腰を入れた研究と具体策に尽力される事を切に望むものである。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①収入未済額について

国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納については、引きつづき債権者に、ご理解いただきながら、滞納額縮小に向け取り組まれたい。